

平成30年度

日本留学海外拠点連携推進事業

日本本部 公募要領

文 部 科 学 省

1. 事業の目的・背景

社会や経済のグローバル化が進展し、世界的な留学生獲得競争が激化する中、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020 年に「留学生 30 万人計画」の実現を目指すことが明記された。また、平成 25 年 12 月に策定された「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」において、我が国の発展に特に寄与すると考えられる重点地域等が示された。これに基づき、様々な機関の垣根を越え、オールジャパンで日本留学を促進するための司令塔となる留学コーディネーターを配置する「留学コーディネーター配置事業」を平成 26 年度から実施している。

当該事業に係る平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセスでの評価結果や、同年度にまとめられた「外国人留学生の受入推進に関する有識者会議」提言を踏まえ、当該事業を拡充・発展させ、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制を実現する「日本留学海外拠点連携推進事業」を実施する。

2. 事業の概要

(1) 募集内容

日本の成長につながる優秀な外国人留学生の受入れを増加させるために、日本国内に日本留学海外拠点連携推進本部（以下、「日本本部」という。）を設置し、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポートを実現する実施計画を募集する。募集内容の詳細及び成果指標は別紙に記載のとおり。

(2) 申請対象

- ① 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人又は独立行政法人（以下、「法人」という。）であること。
- ④ 定款、寄附行為、個別法など法人の設置根拠において、当該法人の業務として、外国人留学生の受入れに係る業務が規定されていること。
- ⑤ 事業開始から評価等終了までの間、本事業に係る業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、経営等が良好であること。

(3) 申請可能件数

1 つの法人が申請できる件数は、1 件とする。

(4) 選定件数

1 件

(5) 実施期間

最大5年間（国の財政状況により、必ず保証するものではない）

なお、毎年、文部科学省が事業の進捗状況を確認するが、特に実施期間の3年目に成果を検証する中間調査の実施を予定しており、調査の結果により、委託費の配分や実施期間を見直す場合がある。

※事業開始日は平成30年（2018年）9月1日を予定しており、最大で2023年3月31日までを実施期間とする。

(6) 予算額

1件あたり1年18,324千円を上限として計画を提出すること。ただし、予算の状況及び計画の進行程度により、採択されたからといって当初計画の予算額が満額認められるわけではない。事業年度ごとの進捗状況に鑑み、次年度の予算を改めて確認・契約するので留意すること。また、事業初年度は年度途中からの事業開始となることを踏まえて計画すること。

経費は留学コーディネーターや事務職員に係る人件費、関係機関との連絡・調整等に係る交通費、日本国内における日本国内機関向けの説明会や日本留学中の外国人留学生向けのイベント等の開催経費、留学生会や元留学生の協力を得て作成する広報資料の作成経費等を想定している。

なお、過度な設備備品の購入・設置、建物等施設の建設・改修及び不動産取得に関する経費、海外における留学フェア等日本留学イベント開催経費には使用できない。

3. 選定方法

本事業の実施計画の選定は客観性、公正性、透明性を担保するために、外部有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会」において審査を行う。審査要項及び審査基準は別に定める。

4. 選定要件

- (1) 日本国内の幅広い高等教育機関における外国人留学生の受入れに係る業務を実施した実績があること。
- (2) 日本国内の留学生会と連携した業務や日本留学中の留学生を対象とした行事を行った実績があること。

また、以下の場合には審査対象外となるので、十分留意すること。

- ①「平成30年度 日本留学海外拠点連携推進事業 日本本部 実施計画書 作成・記入要領」に定める様式と異なる場合
- ②2.(2)に定める申請対象外の者からの申請の場合
- ③実施計画書における重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合

5. 申請手続

- (1) 実施計画書

「平成 30 年度 日本留学海外拠点連携推進事業 日本本部 実施計画書 作成・記入要領」(別添)に基づき、所定の様式で実施計画書を作成し、法人の長から文部科学省高等教育局長宛てに申請すること。また、申請法人の概要(法人としての目的、事業、組織体制等)が記載されているパンフレット等資料1部を併せて提出すること。なお、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画の認定等相当確認通知がある場合には、その写しを併せて提出すること。

(2) 提出期限

平成 30 年 7 月 13 日 (金) 17 時必着

※期限を過ぎた場合は、一切受け付けない。

(3) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係

※封筒等の表に朱書きで「平成 30 年度 日本留学海外拠点連携推進事業 日本本部 実施計画書」と記載すること。

※提出書類は一切返還しない。

(4) 選定結果の通知

法人の長宛てに平成 30 年 8 月を予定

6. 事業の実施

(1) 選定された実施計画については、文部科学省と法人の長との間で委託契約を締結する。事業の実施に際しては、委託契約に係る諸手続が必要となる。なお、契約の締結は年度毎に行う。

※国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

(2) 申請の際、平成 30 年度における実施計画の所要経費の積算を提出することになるが、委託契約額として実施法人に処置する経費は、実施計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定する。その際、予算額が変更になったとしても、実施計画の変更は原則として認めない。

(3) 事業開始後に実施計画の内容に重大な変更が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得ること。

(4) 実施法人は実施計画書に基づく事業の実施及び経費の支出を行うほか、経費の使用実績に関する報告書(委託業務完了報告書)を作成し文部科学省に提出すること。また、複数年にわたる事業の場合は、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書(委託業務中間報告書)を作成し、文部科学省に提出すること。なお、事業の実施に際し、文部科学省高等教育局学生・留学生課が、現地の状況等を把握するために実施法人に対して調査を行い、進捗状況を把握する。

(5) 実施法人は事業終了後、委託業務成果報告書を速やかに文部科学省に提出すること。

- (6) 委託業務成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを実施することを予定している。
- (7) 本事業は委託費によって実施するものであり、成果物の著作権は文部科学省に帰属するが、一定の条件の下で実施法人に帰属する。
- (8) 選定された事業において、成果報告としてシンポジウム等を開催する予定がある場合は積極的に周知に努めること。

7. 誓約書

- (1) 本企画競争に参加を希望する法人は、実施計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出しない、又は虚偽の誓約をする、もしくは誓約書に反することとなった際は、当該者の実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

8. その他

事業実施にあたっては、契約書及び実施計画書等を遵守すること。

9. 問合せ先

文部科学省高等教育局学生・留学生課
留学生交流室政策調査係
電話：03-5253-4111（内線 3360）

日本留学海外拠点連携推進事業 日本本部 実施内容及び成果指標

文部科学省、本事業において設置する海外拠点（以下、「海外拠点」という。詳細については「Ⅱ. 海外拠点について」を参照。）や日本国内の機関と連携し、本事業における中核的役割を担うことで海外拠点の取組を支援する日本本部として、以下1. ～3. の取組を行う計画に委託する（それぞれについて取組がない計画は選定しないこととする）。

なお、実施計画には、各項目において設定している「具体的な取組」の実施を盛り込むこと。さらに、各取組による成果を把握するため、「成果指標」及び「事業としてフォローすべき数値」としている項目については毎年度測定するとともに、「成果指標」については適切に目標値を設定し実施計画書に明記すること。また、計画に応じ、「独自の成果指標と達成目標」を適宜設定・測定すること。

また、海外における取組を計画する場合は、外務省の海外安全情報を確認する等、現地情勢を勘案するとともに、特に邦人関係者を現地に派遣する際には、期間に応じて「在留届」の提出、または「たびレジ」への登録を徹底する等、また拠点が設置される国・地域を管轄する大使館・総領事館と緊密に連携をとる等、安全対策に十分留意すること。

<最終的な成果指標>

全ての海外拠点配置地域から高等教育機関への外国人留学生数

※本成果指標の目標値は、選定後に文部科学省及び各海外拠点との調整により設定することとするため、申請時点での設定は不要。目安として、各海外拠点には、事業最終年度までに、事業開始前年度時点の人数から少なくとも倍増させることを目標値とすることを求めているところ。

1. 海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析

国内高等教育機関のニーズ、海外拠点からの情報（現地での活動状況、教育事情等）等に基づき、日本留学促進に向けた総合的な状況の分析及び戦略の検討を行うとともに、海外拠点へ還元

<求める成果物>

- ・日本留学促進に向けた総合的な状況の分析結果及び戦略の報告
- ・日本本部が展開する戦略に基づいた海外拠点の現地活動に関しての効果測定結果の報告（海外拠点へのアンケート調査等で実測）

<事業としてフォローすべき数値・事項>

- ・海外拠点への情報（国内高等教育機関による渡日前実施状況等）提供数

具体的な取組

- ・各海外拠点の取組状況を把握

- ・出身国別の外国人留学生の進学先、卒業後の進路状況を把握
 - ・日系企業に就職した学生の就職理由等を調査
 - ・海外拠点設置地域から多数の留学生を獲得している第三国に関する情報を収集
 - ・拠点設置地域に進出している日系企業の状況及び進出理由等の情報を収集
 - ・上記の情報に基づき各地域から日本への留学に関する動向や留学生数増減の要因等を分析し、各海外拠点へ展開
- ※上記のほか、「海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析」に資する独自の取組の計画があれば実施計画に盛り込むこと。

2. 日本国内機関とのネットワーク形成

海外拠点配置地域の留学生動向等の分析を踏まえ、高等教育機関等の国内機関へ戦略的に働きかけ、ネットワークを形成するとともに、国内連絡組織を運営し、組織的な情報の展開・収集を実施

<成果指標：日本本部が目標を設定>

- ・海外拠点が現地において主催した日本留学イベント（日本留学フェアや留学説明会等）へ参加した日本国内機関数（資料のみの参加を含む）

<事業としてフォローすべき数値>

- ・日本本部が日本国内において主催した国内機関向けイベント（説明会等）の開催回数及び参加機関数
- ・日本本部が運営し把握している、SNS、WEB サイト等におけるアクセス数
- ・日本留学試験（EJU）利用機関数
- ・日本本部が働きかけ把握している、渡日前入試実施機関数

具体的な取組

- ・拠点設置地域に関心を有する国内高等教育機関、企業、駐日大使館等とのネットワークを形成
- ・日本留学に関する国内連絡組織を立ち上げ、連絡会議を開催（年1～2回程度）
- ・国内連絡組織を通じ、日本本部及び海外拠点と国内連絡組織参画機関の間や、参画機関同士の間での情報発信・情報収集を促進
- ・日本国内機関向けに本事業に係る情報を一元的に発信するWEBサイトを運営
- ・海外拠点での活動に必要な国内高等教育機関等の基礎情報（渡日前入試実施状況等）を収集し、各海外拠点へ展開
- ・拠点設置地域からの留学生獲得に関するキーパーソンとの人脈構築

※上記のほか、「日本国内機関とのネットワーク形成」に資する独自の取組の計画があれば実施計画に盛り込むこと。

3. 日本国内に在留している外国人留学生等とのネットワーク形成・協力関係構築

日本留学経験者 SNS ネットワークを設置し、外国人留学生に対して、日本での在学中から留学経験者ネットワークへの参加を働きかけるとともに、日本への定着や帰国留学生会への参加を促す取組を実施し、留学終了後も日本留学の支援者として協力を得られるような関係を構築する。

<成果指標：日本本部が目標を設定>

- ・日本留学広報活動やリクルーティング活動へ協力した留学経験者数

<事業としてフォローすべき数値>

- ・日本留学経験者 SNS ネットワークへの参加者数
- ・日本本部が日本国内において主催した国内外外国人留学生向けイベントの開催回数及び参加者数
- ・留学終了後の留学生会参加者数（帰国留学生会、国内卒業者向け留学生会双方とも）
※既存の調査の数値を活用する場合、当該調査の実施年のみの測定とすることを認める

具体的な取組

- ・日本留学経験者のネットワーク構築を目的とする SNS（facebook 等）の運用を開始
- ・日本国内の留学生会、日本で就職した元留学生とのネットワークを構築
- ・上記留学生会や元留学生の協力を得て、海外の留学希望者やその保護者に向けた広報資料（英語及び母国語）を作成、発信
- ・※上記のほか、「日本国内に在留している外国人留学生等とのネットワーク形成・協力関係構築」に資する独自の取組の計画があれば実施計画に盛り込むこと。

II. 海外拠点について

本事業では、本事業の対象となる重点地域内において日本留学を促進する代表機関として、文部科学省、本事業において設置する予定の日本本部、現地機関、日本の高等教育機関等と連携し、地域の実情を踏まえつつ、以下 1. ～ 3. の取組を行う海外拠点を設置している。これを念頭に置き、実施計画を策定すること。

1. 留学に関する情報収集・発信

現地のニーズや日本留学情報等を収集し、留学フェアや学校訪問等の開催、帰国留学生ネットワークや SNS の活用等により、ターゲットとなる留学生候補者に応じて、きめ細かに情報を提供

2. 優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進

より多くの大学が現地における入学許可を実現するためのサポート機能充実、現地での基礎教科教育やアカデミック・ジャパニーズの学修を推進

3. 帰国留学生会とのネットワーク構築及び広報・リクルーティング活動における協力深化
在外公館の協力を得て、日本留学 OB・OG で構成される帰国留学生会とのネットワークを構築し、留学生リクルーティング活動における連携の更なる推進等、留学生帰国後のフォローアップを実施

平成 30 年度 日本留学海外拠点連携推進事業 日本本部 審査要項

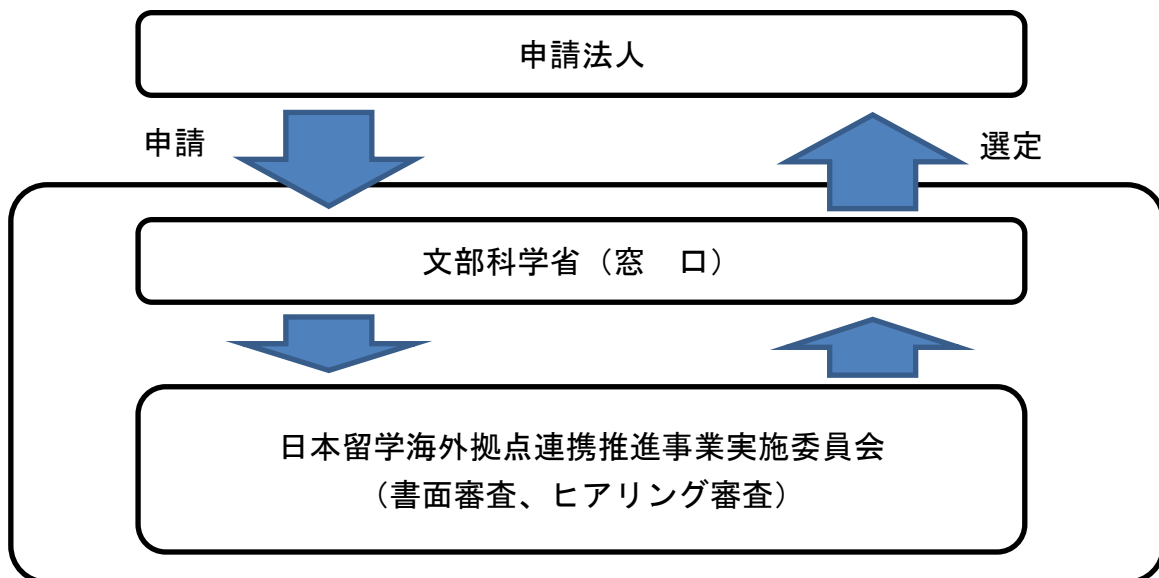
I 本事業の趣旨

社会や経済のグローバル化が進展し、世界的な留学生獲得競争が激化する中、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020 年に「留学生 30 万人計画」の実現を目指すことが明記された。また、平成 25 年 12 月に策定された「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」において、我が国の発展に特に寄与すると考えられる重点地域等が示された。これに基づき、様々な機関の垣根を越え、オールジャパンで日本留学を促進するための司令塔となる留学コーディネーターを配置する「留学コーディネーター配置事業」を平成 26 年度から実施している。

当該事業に係る平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセスでの評価結果や、同年度にまとめられた「外国人留学生の受入推進に関する有識者会議」提言を踏まえ、当該事業を拡充・発展させ、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制を実現する「日本留学海外拠点連携推進事業」を実施する。

II 本事業の審査

審査の客観性、公平性、透明性を担保するため、外部有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会（以下「委員会」という。）」による書面審査及びヒアリング審査により、本事業の実施計画を選定する。



(1) 書面審査

実施計画書が 3 件以上提出された場合、委員会は、提出された実施計画書に基づき書面審査を行い、これを 2 件に絞ることとする。

(2) ヒアリング審査

委員会は、書類審査の結果を踏まえてヒアリング審査を行い、本事業を委託する

実施計画書 1 件を選定する。

Ⅲ 選定方針

事業の選定に当たっては、別紙の審査基準に沿って評価を行う。

Ⅳ その他

1 開示・非開示

(1) 委員会の審議内容の取扱い

委員会の議事及び審査資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則、非公開とする。

(2) 申請法人の名称等

①申請法人名、②選定法人名は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

(3) 委員等氏名

委員会の委員氏名は、審査終了後に公表する。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請に係る個別の審査については参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が申請法人に所属している場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される場合

平成30年度 日本留学海外拠点連携推進事業 日本本部 審査基準

日本留学海外拠点連携推進事業（日本本部）の審査は、この審査基準に従い行うものとする。

I 選定方法

提出された実施計画書について審査を行い、予算の範囲内において、各評価項目の得点合計が高いものを選定する。

II 審査方法

実施計画書に基づき、外部有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会（以下「委員会」という。）」において書面審査及びヒアリング審査を行う。

なお、公募要領4.（1）、（2）を満たすことが実施計画書において確認できない場合、又は公募要領4. ①～③に該当する場合、当該実施計画書は審査対象外とする。

III 評価方法

評価は、以下の「観点」の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、複数の委員会委員が評価した平均点を当該実施計画書の得点とする。

【評価項目】

1. 事業の具体的方法等に関する評価

- ① 本事業で実施する取組の内容が事業期間全体を通じ明確となっているか。
- ② 公募要領別紙に記載している「海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ③ 公募要領別紙に記載している「日本国内機関とのネットワーク形成」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ④ 公募要領別紙に記載している「日本国内に在留している外国人留学生等とのネットワーク形成・協力関係構築」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ⑤ 取組全体を通じ、各成果指標の目標値設定が明確であり、かつ、達成できる見込みのある計画となっているか。
- ⑥ 委託事業として取り組むことが必要かつ有効な実施計画となっているか。
- ⑦ 事業の成果を把握・検証するための具体的な評価・測定方法が適切に設定されているか。
- ⑧ 本事業の海外拠点、日本国内機関（高等教育機関、企業、駐日大使館、留学生会等）等との連携方策が具体的に計画されているか。
- ⑨ 申請法人や連携機関のリソースを活用した独自の取組が計画されているか。
- ⑩ 妥当な経費が示されているか。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ⑪ 公募要領別紙に記載している取組を実施するために必要な数の人員を配置することが計画されているか。
- ⑫ 公募要領別紙に記載している取組を実施するために必要な知見・経験を持つ人員による体制を整備することが計画されているか。
- ⑬ 参画団体間の役割分担が十分工夫されているか。

3. 申請法人自身に関する評価

- ⑭ 法人としての目的等が本事業の方向性と合致しており、本事業期間終了後の継続性が見込まれるか。
- ⑮ 日本の幅広い高等教育機関への留学に関し、海外の幅広い国・地域及び日本国内における情報収集・分析、情報発信等の活動を行った実績を十分有しているか。
- ⑯ 日本国内の留学生会と連携した事業及び日本留学中の留学生を対象とした行事等に係る活動を行った実績を十分有しているか。

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか。又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けているか。

【評価基準】

1. 「1. 事業の具体的方法等に関する評価」、「2. 事業の実施体制に関する評価」、「3. 申請法人自身に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
 - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)＝1点
 - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)＝2点
 - ・認定段階3＝3点
 - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了してい

ない行動計画を策定している場合のみ) = 0. 6点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん認定 = 1点

・プラチナくるみん認定 = 2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定 = 2点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点